



人権擁護委員制度 およびLINEによる 人権相談について

■あなたの街の相談パートナー
人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村長からの推薦を受けて法務大臣から委嘱された民間の方々です。現在、約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村に配置されています。人権について関心をもってもらえるような啓発活動や地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりで悩まず、人権擁護委員にご相談ください。

■LINEじんけん相談@名古屋
法務局

LINEで相談できるLINEじんけん相談@名古屋法務局を実施しています。(午前8時30分～午後5時15分 土曜・日曜および祝日は除く)

こちらからLINE公式アカウント「SNS人権相談」を友達登録してご相談ください。
@snsjinkenoudan



●電話相談

・みんなの人権110番
☎0570-1003-110
・子どもの人権110番
☎0120-1007-110
(通話料無料)

・女性の人権ホットライン
☎0570-1070-810

●窓口相談・問合せ先

名古屋法務局 津島支局
津島市西柳原町3丁目10
☎26-2423

●飛島村人権擁護委員について

すこやかセンター内福祉課



医療相談窓口の ご案内

愛知県では、県民の皆様の医療に関する心配や困りごとについての相談窓口を開設しています。

「医療に関してどこに問合せたら良いかわからない。」「疑問や不安に思うことがあるが、医師に相談しづらい」など、中立的な立場から、問題解決に向けて助言します。

●日時

平日午前9時～正午、午後1時～5時

●場所

愛知県医療安全支援センター

●対象

愛知県民

●相談方法

電話または面接(事前に要電話予約)
☎052-954-6311

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会
☎052-522-2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！
空き家総合相談窓口
ご案内
☎052-522-2567

● 空き家の売買	● 空き家の管理	● 空き家の解体
● 住宅診断	● 税金・法律関係	…など

まずはご相談ください！



建物の老朽化



騒音・衛生環境の悪化



数火による火事・火災



不審者(動物)の侵入